

2011年8月8日
郵産労 交 第3号

株式会社 かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役会長
進 藤 丈 介 殿

郵 政 産 業 労 働 組 合
中央執行委員長 廣岡 元穂

期間雇用社員の最低賃金引き上げに関する要求書

中央最低賃金審議会は7月27日、最低賃金の目安額を答申しました。震災の影響を理由に全国平均6円引上げで736円ですが、9都道府県を省くと1円の引き上げという超低額です。昨年、政府は新成長戦略で「2020年までに目標として、できるだけ早く全国最賃800円、景気状況に配慮しつつ全国平均で1000円をめざす」との決定から大きくかけ離れています。

労働運動総合研究所によれば、「最賃アップが日本経済の健全な発展をもたらす」とし、「時給1000円」の引き上げで昨年の試算では国内需要が5.8兆円拡大し、国内生産が13.4兆円、GDPが7.3兆円誘発され、税収も1.3兆円増加すると指摘しています。「労働者が健康で文化的な生活を営むことができる」ようにすることは憲法で保障され、その根拠に最低賃金があります。当然、生活保護水準を下回ってはならないとされています。日本郵政グループ各社には約21万人もの期間雇用社員が雇用され、日々の業務運行に携わっていますが、その64%が年収200万円以下の「ワーキングプア」と言われる状況に置かれています。さらに、経営責任による「赤字」を理由に、労働時間短縮された期間雇用社員の生活改善のため最低賃金の引上げは重要な課題です。

郵産労が取り組んだ期間雇用社員の2011年度春闘要求アンケートでは、「会社での収入が主な生活費になっている」との回答が71%と、郵政グループ各社の給与支給に依拠しています。生活実感を問う設問では、「かなり苦しい」「やや苦しい」の合計が68%と高い比率です。

日本で最大の期間雇用社員を雇用している日本郵政グループ各社が、日本経済の再生に向けて郵政職場から「貧困と格差」を解消し、「ワーキングプア」をなくことは社会的責任です。

以下の要求書を提出するので誠意ある回答を求めます。

記

- 1 期間雇用社員の区分別、性別人数を明らかにすること
- 2 期間雇用社員の基本給の下限額を全国一律で最低200円以上引き上げ、全国どこでも1200円以上とすること
- 3 基本給の加算額についても大幅に引き上げ改善すること
- 4 年収ダウンとなる出勤日数等の削減はおこなわないこと

以 上